

時間から標準時間への変更が77件。国からの通知

で、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月から変更すると示されており、この通知に基づき月単で認定変更を行つて、「単で認定変更を行つていました」と答弁がありました。

<標準保育時間（11時間）と短時間保育時間（8時間）の例>

7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	16:30	17:00	18:30	19:00
延長				標準時間保育			延長	
	延長			短時間保育		延長		

※就労のため、保育園への送りが朝7時半、迎えが18時の場合

短時間保育では、延長料金が10分100円なら、7時半～8時半までの60分600円。16時半～18時までの90分900円。一日1500円の負担。10日間利用すれば、延長料金だけで15000円もの負担となる。

川添議員からは、内閣府がだしている自治体向けFAQの中で「月途中の認定変更について」という項目の回答に「給付は月單で行うことが原則となるが、教育・保育の提供は実際の認定区分により対応することになるため、変更後の認定区分による利用となります」とあり、これを踏まえ月途中の変更が可能ではないかと追及しました。

市からは「国の給付が月単位である以上、認定が変更になつても変更後の給付がされないため、施設の安定的運営という観点から、認定の変更日については、月途中ではなく、給付費の変更が発生する月の初日での変更としている」と答弁があ

りました。

川添議員からは、内閣府がだしている自治体向けFAQの中で「月途中の認定変更について」という項目の回答に「給付は月單で行うことが原則となるが、教育・保育の提供は実際の認定区分により対応することになるため、変更後の認定区分による利用となります」とあり、これを踏まえ月途中の変更が可能ではないかと追及しました。

間から標準時間への変更が77件程度であるならば、給付の差額を市が補填しても、数十万円程度の予算で可能ではないかといふことを示し、働く親への子育て支援策として実施するよう求めました。

市からは「現在、保育所の待機となつてている方の利用希望があり、施設の受け入れが可能な時に限り、例外的に週3日まで利用できる。平成30年度の実績は、述べ171度の実績は、4人利用。1か月平均143人が利用。保育所等

の状況が続き、伊勢原市においても一時的な利用ができないということが発覚し、現在の状況と対応を求めていました。市からは「現在も、一時預かり事業は、突発的な一時的な事情等の際に、保育施設で預かってもらえるという制度です。しかし、全国的にも利用者が増え、待機まち

夫はフルタイム、妻は体調面から扶養の範囲で勤務。就労時間が64時間に満たないため、保育園に申し込みができない。普段は企業型保育に預けている。妻が1週間入院となり、企業型保育は仕事を休むと利用できない規定。いざ一時預かりを利用しようとしたが、待機があり利用できず、ファミリーサポートセンターも夫の帰宅時間では対応できず、経済的にも利用は現実的でない。途方に暮れ、結局、九州の妻の両親のところに預けに行った。父親の両親が近くにいるものの子どもの預け先としては頼れないと言っているにも関わらず、近くにいるから大丈夫でしょうという感じの対応をされた。

川添議員から

の利用希望が多い中で、通常利用を優先し、一時預かり事業は一時的かつ低頻度でのお子様の預かりを目的とした保育サービスとして利用していただいている」と答弁がありました。

川添議員からは、制度

からもれてしまわないように支援するのが行政の役割であり、伊勢原市としても対策をするよう強

一時的な利用も出来ない!?